



平成23年9月20日

治療用装具の療養費に関する受領委任の取扱いに対する意見

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾俊彦



治療用装具の療養費に関する受領委任の取扱いについて、現在、厚生労働省保険局では事前申請方式が検討され、原案が社会保障審議会医療保険部会に提出されようとしている。

「被保険者等の経済的負担の軽減を図る」という理念には賛同できるものの、事前申請から支給決定までには相当の日数を要し、治療用として迅速に装着できないことが懸念される。

被保険者が装具を装着する時期が遅れた場合、病状の変化など多大な不利益が生じかねないことから、「事前申請方式による受領委任の取扱い 流れ（案）」の再考を求める。